

平成26年(ワ)第259号 損害賠償請求事件

原告 對馬靖人

被告 藍澤證券株式会社 外1名

## 準備書面2

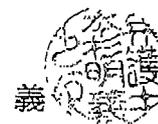
平成27年2月26日

静岡地方裁判所沼津支部民事1A係 御中

被告藍澤證券株式会社

訴訟代理人弁護士

本 杉 明 義



同

池 田 誠



同

堀 内 岳



同

水 谷 優 士



本準備書面では、原告準備書面(3)第3に対して反論を行う。

### 第1 被告藍澤證券の運用に関する債務不履行責任について

#### 1 原告の主張

原告の主張は、要は、レジットが目論見書どおりに運用されていないことを前提として(前提①)、被告藍澤證券が原告ら顧客との関係で管理会社等に対して目論見書どおり運用を実行させる権利を行使するべきであったのに(前提②)、これを怠ったとして、被告藍澤證券に債務不履行責任が存在するというものである。

しかし、原告の主張する前提①及び同②にはいずれも理由がないから、被

告藍澤證券が、原告との関係で債務不履行責任を負うことはない。

## 2 レジットが目論見書どおりに運用されていること

原告準備書面（3）第3第1項の主張は、同準備書面第2を前提としてい  
ると考えられるから、原告の主張する、「目論見書どおりに運用されていな  
い」とは、レジットの運用について、①不動産の評価方法が収益還元法から  
変更されたこと、及び②借入制限を超えていること、を指すものと思われる  
が、いずれも誤りであるから、原告の請求に理由はない。

### (1) 収益還元法から変更を生じていないこと

原告は、不動産の受益権の時価を算出する方法として、収益還元法を用  
いることが目論見書に規定されていたにもかかわらず（甲2の1・交付目  
論見書47頁など）、これが管理会社において一方的に変更されたと主張  
する。

しかし、被告藍澤證券準備書面1第7第2項において既に主張したとお  
り、純資産価額の決定の再開後に採用された「早期売却を前提とする評価  
額」（甲7及び8）とは、あくまで「収益還元法に重きをおき」（甲8）、  
すなわち、収益還元法に基づく算定結果に早期売却を前提とした一定の修正  
を加えたに過ぎない評価額であるから、評価方法を収益還元法から変更した  
事実はない。

なお、そもそも、目論見書においては、投資対象となる不動産の「鑑定評  
価額に関するリスク」として、「同じ物件について鑑定を行った場合でも、  
不動産鑑定士、評価方法、調査方法または調査時期によって鑑定評価額が異  
なる可能性があります。」と明記しているとおりに（甲2の1・交付目論見書  
36頁以下。傍点は被告藍澤證券において追加。）、不動産の純資産価額の評  
価方法として、収益還元法に必要な修正を加えることはもとより、収益還元  
法とは異なる合理的な評価方法を採用することがあり得ることも明記されて

いる。

したがって、この点につき、目論見書の記載と異なる運用が実施されたとする原告の主張は明らかに誤りである。

## (2) 借入制限の超過が存在しないこと

原告は、甲23号証の示すレジットの借入比率が、当初から45%に達しており、「ファンドが、純資産の10%の範囲内でのみ借入を行うことができます。」と定める交付目論見書30頁(甲2の1)の規定に反していると主張する。

しかし、同交付目論見書の規定する借入制限は、FCインベストメント・リミテッドにおいて、レジット・アルファ・インクの発行する利益参加型社債を購入するための借入を対象としており、同借入比率は、0%と聞いている。

原告が引用する甲23号証の示すレジットの借入比率には、各営業者またはリミテッド・パートナーシップによる借入及び債務負担などの投資活動による借入等を含む趣旨であり、これらは、前記借入制限の対象外である。

このことは、交付目論見書34頁(甲2の1)が「(iii)営業者による借入に関するリスク」として「各営業者および(リミテッド・パートナーシップのために)ジェネラル・パートナーは、投資および取引行為に関し、金銭を借り入れることができます。ファンドによる借入は、その純資産価額の10%までに制限されていますが、管理会社も受託会社も、各営業者又はリミテッド・パートナーシップによる借入および債務負担などの投資活動をコントロールする法的な権限を有していません。このような借入が行われた場合、本件社債の元本、利息の支払およびファンドのパフォーマンスにつき全般的なリスクの増加を伴います。」と規定していること、同33

頁の「(i) 営業者等の債務負担に関するリスク」の規定が存在することからも明らかである。

したがって、この点につき、目論見書の記載と異なる運用が実施されたとする原告の主張は明らかに誤りである。

### 3 被告藍澤証券が目論見書どおりの運用を実現させる義務を負わないこと

前提①に対する原告の主張が誤りであった以上、前提②を論ずるまでもなく原告の主張には理由がないが、念のため、被告藍澤証券が、顧客との関係で、目論見書どおりに管理会社に対して運用を実現させる義務を負っていないことを主張する。

#### (1) 原告の主張する権利は被告藍澤証券が有する受益権に含まれないこと

被告藍澤証券が実質的受益権者のために行使することが許されている主な受益権は、(i) 分配請求権、(ii) 買戻請求権、(iii) 残余財産分配請求権、(iv) 損害賠償請求権、(v) 受益者総会での議決権に限定され（甲2の1・請求目論見書13頁）、管理会社の運用方法等に対する指示や適正運用を求める権利を含まない。

その上、文理上、「実質上の受益者は・・・販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。」と規定するのみで、販売会社が受益権を行使する義務まで負担するものではないことは明らかである。しかも、(iv) 損害賠償請求権の対象は、あくまで、信託証書に定められた義務違反に基づく損害賠償請求権に限定されている。

したがって、そもそも、原告が被告藍澤証券に要求する管理会社に対する権利行使は、被告藍澤証券が実質受益者に代わって行使し得る受益権にはあたらないし、仮に、その権利行使が被告藍澤証券が実質受益者に代わって行使し得る受益権にあたったとしても、実質的受益権者である原告自身の権利行使を排斥するものではないから、被告藍澤証券が原告ら顧客との関係で管

理会社に対して目論見書どおり運用を実行させる義務を負っていたとする主張は誤りである。

(2) 借入制限について明示的に管理会社等の義務を免除していること

前述のとおり、交付目論見書 34 頁（甲 2 の 1）は、「(iii) 営業者による借入に関するリスク」として、「管理会社も受託会社も、各営業者又はリミテッド・パートナーシップによる借入および債務負担などの投資活動をコントロールする法的な権限を有していません。」と規定している。

すなわち、管理会社においてすら、各営業者等による借入や債務負担行為などの投資活動をコントロールする法的権限ないしは義務を負っていないことに照らすと、販売会社に過ぎない被告藍澤証券が、各営業者等の借入をコントロールする義務を負っているはずがない。

したがって、この点に照らしても、原告の主張には理由がない。

#### 4 小括

以上のとおり、原告は、レジットが目論見書どおりに運用されていないことを前提として（前提①）、被告藍澤証券が原告ら顧客との関係で管理会社等に対して目論見書どおり運用を実行させる権利を行使すべきであったのに（前提②）、これを怠ったとして、被告藍澤証券に対して債務不履行責任を追及するものであるが、前提①及び同②はいずれも明らかに誤っているから、原告の主張には理由がない。

## 第 2 被告藍澤証券の説明義務違反について

### 1 説明義務の対象となる根拠等について具体的な主張を欠くこと

原告は、具体的な説明義務違反の内容として、①ないし⑤までの 5 項目を挙げるが、これらが何故、説明義務の対象になるのかにつき、一切主張がな

い。特に、①、②及び④につき、これらが何故説明義務の対象となるのかにつき具体的に主張されたい。

また、④については、説明義務の内容自体も特定されていないから、これも具体的に主張されるよう求める。

## 2 前提に誤りがあること

前項のとおり、原告の主張する説明義務の対象事項について、これらが説明義務の対象となる理由が主張されておらず、説明義務の対象とすること自体に重大な疑問がある。

なお、③及び⑤に関する原告の主張は、前第1第2項で主張したとおり、その前提を誤っているから、もとより説明義務違反は存在しない。

## 3 補足1（原告が自ら交付目論見書及び請求目論見書を精読していること）

原告は、自ら訴状で認めるとおり、訴外須藤から、甲2号証の1にかかる目論見書につき、「重要な文書なので読むように」と申し向けられ、自らこれを読み、不動産の純資産価額の評価方法にかかる請求目論見書の記載（甲2の1・請求目論見書7頁）に至るまで、隅々まで目を通し、レジットの購入を決定している。

したがって、少なくとも、目論見書に記載されている事項について、説明すべき説明を欠いていたとする主張は原告には当たらない。

## 4 補足2（消滅時効の抗弁）

前項までのとおり、原告の主張する説明義務違反の事実自体に明らかな誤りが存在するが、予備的に、消滅時効の抗弁を主張する。

すなわち、説明義務違反に基づく損害賠償請求権は、債務不履行に基づくものではなく、不法行為に基づくと解されるべきところ（最高裁判所平成2

3年4月22日第二小法廷判決), 不法行為に基づく損害賠償請求権は, 「損害及び加害者を知った時から三年」で消滅時効にかかる(民法第724条前段)。

原告は, 平成20年12月に甲8号証にかかるご案内を受取り, レジットの純資産価額の下落の原因を知ったのであるから, 遅くとも, 同時点には既に不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効が起算しており, その後3年間の経過をもって消滅時効期間は満了している。

したがって, 被告藍澤証券は, 予備的に, 同消滅時効を援用する。

なお, 原告の主張する金融商品取引法第17条違反に基づく損害賠償請求に対する消滅時効の抗弁の主張は, 既に, 被告藍澤証券準備書面1第7第2項・6頁のとおりである。

### 第3 金融商品取引法第17条違反について

#### 1 (1) 及び (3) について

前第1第2項のとおりであるから繰り返さない。

#### 2 (2) について

原告は, 分配金の算出方法について, 目論見書の記載とは異なっていると主張するが, 原告自身が引用するとおり, 「原則として」当該算出方法を採用することが明記されており, 事情の変化に伴い, 合理的な算出方法を選択する限り, 当該算出方法に限定されることでないことは当該文理からも明らかである。

したがって, 目論見書に反する分配方法が採用されているとは言えず, 本条の適用はない。

以上